









屋内プール真空式温水ヒーターバーナー取替

業務隊長	管理科長	営繕班長	営繕主任	工事企画	営繕係	ボイラー係長	作成者
							
件名	屋内プール真空式温水ヒーターバーナー取替						
図面名	表紙						
縮尺				作成年月日	令和7年11月27日		
図面番号	1/3						
陸上自衛隊				相浦駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 件 名

屋内プール真空式温水ヒーターバーナー取替

2 場 所

長崎県佐世保市大潟町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地

3 概 要

屋内プールの真空式温水ヒーターバーナー取替を実施する。

4 一般事項

- (1) 本作業は本仕様書及びメーカー仕様に基づき実施するものとする。
- (2) 作業に際して事前に監督官と打ち合わせをするものとする。
- (3) 本作業の写真は、作業前、作業中、作業後、主要な作業状況及び監督官の指示する箇所を撮影するとともに、作業後隠蔽となる部分は確実に写真管理を実施するものとする。作業完了後、A4判工事写真帳に整理し監督官に提出するものとする。
- (4) 本仕様書等に記載なき事項といえども技術上当然実施すべき事項については、受注者の負担において実施するものとする。
- (5) 作業は他の施設に損傷を与えないように十分に注意して実施し、万一損傷を与えた場合は受注者の負担において原状復旧するものとする。
- (6) 本仕様書及び作業に際し納まり及び取合い等疑義を生じた場合は、監督官と協議し軽微なものについては受注者の負担において処置するものとする。
- (7) 本作業にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとする。
- (8) 作業実施日は、事前に監督官と調整するものとする。
- (9) 作業等に必要な電力及び給水は、官給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクの搬入を基本とする。ただし、前記要領で使用できない場合は官側と調整し、メーター等を取付け使用量に応じた料金の支払いにより使用できるものとする。

5 特記事項

- (1) 取替作業等については、下表のとおりとする。

当該機器	補修作業内容	部品名	規 格	数量	備 考
エバラ 真空ヒーター GEC-100YNS	バーナー取替	バーナー一式	HOM-100N	1	

6 検 査

作業完了後、提出書類の提出及び検査官による検査をもって検査合格とする。

件 名	屋内プール真空式温水ヒーターバーナー取替				
図 面 名	仕 様 書				
縮 尺		作 成 年 月 日	令和7年11月27日		
作 成 者	防衛技官 山本 晃司			図面番号	
	陸上自衛隊 相浦駐屯地業務隊			2 / 3	

